

沖縄科学技術大学院大学に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年五月十六日

大田 昌 秀

参議院議長 千 景殿



C

沖縄科学技術大学院大学に関する質問主意書

政府は、平成十四年四月に施行された沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄において科学技術の振興を図り、アジア・太平洋地域の国際交流拠点とするとの観点から、世界最高水準の自然科学系大学院大学として沖縄科学技術大学院大学（以下「本大学院大学」という。）を設立することを決定した。本大学院大学は、沖縄の本土復帰以来、政府が関係省庁を挙げて取り組んできた沖縄と本土との格差是正等の目標を達成できていないとの反省から、新たな時代に対応する沖縄振興の目玉として位置付け、開始された事業であるだけに、沖縄の自立に直結するものでなければならないと考える。

そこで、以下のとおり質問する。

一 本大学院大学の組織、人事は決定したか明らかにされたい。決定したのであれば、その詳細を示されたい。

二 本大学院大学に在籍する学生の予定人数を明らかにされたい。また、総学生数に占める沖縄県内出身学生数の定めはあるか明らかにされたい。

三 教科科目は自然科学に限定されるのか明らかにされたい。環境破壊、海洋汚染など社会的な分野にまた

がる課題を研究対象とする計画はあるか明らかにされたい。

四 一、二、三について、これらの事項は本大学院大学の理事会が決定するのか、内閣府の決定あるいは助言があるのかなど、誰がどのようにして決定するのか意思決定プロセスを具体的に示されたい。

右質問する。